

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程等の 一部改正について

1 改正の趣旨

遺伝医療を必要とする患者や家族に適切な遺伝情報や支援体制等を伝えるとともに、専門的なカウンセリング技術を身に付けている認定遺伝カウンセラーについて、がんゲノム医療等の進展に合わせて積極的な人材確保を図るため、医療技術職としての職を設置することとし、関係規程について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院組織規程

主任遺伝カウンセラー及び遺伝カウンセラーを職として規定する。

(第 17 条及び別表 2 (第 20 条関係) 関係)

(2) 職員の給与に関する規程

遺伝カウンセラーに適用する給料表を医療職給料表 (2) とするため、同表の備考に職種を追加する。

(別表第 5 (第 8 条関係))

(3) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

ア 医療職給料表 (2) 級別職務分類基準表の職の分類基準に遺伝カウンセラーを規定する。

(別表 1 (第 3 条関係))

イ 医療職給料表 (2) 級別資格基準表に遺伝カウンセラーを規定する。

(別表第 2 (第 4 条—第 10 条、第 14 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条関係))

ウ 医療職給料表 (2) 初任給基準表に遺伝カウンセラーを規定する。

(別表 6 (第 11 条—第 15 条、第 18 条、第 24 条関係))

(4) 再雇用職員等に関する規程

医療職給料表 (2) を適用する再雇用職員等として、遺伝カウンセラーを規定する。

(別表 1 (第 9 条関係))

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程

新	旧																																												
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 理事長は、必要と認めるときは、病院に院長補佐、課長補佐、室長補佐、科長補佐、副主幹、副技幹、専門研究員、主査、主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師、<u>主任遺伝カウンセラー</u>、主任福祉司、主任研究員及び主任看護師を置くことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師、<u>主任遺伝カウンセラー</u>及び主任福祉司は、上司の命を受けて分掌事務を処理する。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>別表1 (第4条関係) (略)</p> <p>別表2 (第20条関係)</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>第17条 理事長は、必要と認めるときは、病院に院長補佐、課長補佐、室長補佐、科長補佐、副主幹、副技幹、専門研究員、主査、主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師、主任福祉司、主任研究員及び主任看護師を置くことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師及び主任福祉司は、上司の命を受けて分掌事務を処理する。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>別表1 (第4条関係) (略)</p> <p>別表2 (第20条関係)</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>検査技師</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>理学療法士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	(略)	(略)	管理栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	診療放射線技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。	検査技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。	臨床工学技士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	理学療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	作業療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	言語聴覚士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	視能訓練士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>検査技師</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>理学療法士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士</td> <td>上司の命を受けて技術をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	(略)	(略)	管理栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	診療放射線技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。	検査技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。	臨床工学技士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	理学療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	作業療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	言語聴覚士	上司の命を受けて技術をつかさどる。	視能訓練士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
職	職務																																												
(略)	(略)																																												
管理栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
診療放射線技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
検査技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
臨床工学技士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
理学療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
作業療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
言語聴覚士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
視能訓練士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
職	職務																																												
(略)	(略)																																												
管理栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
栄養士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
診療放射線技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
検査技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
臨床工学技士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
理学療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
作業療法士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
言語聴覚士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												
視能訓練士	上司の命を受けて技術をつかさどる。																																												

新

歯科衛生士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
遺伝カウンセラー	上司の命を受けて技術をつかさどる。
看護師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
(略)	(略)

旧

歯科衛生士	上司の命を受けて技術をつかさどる。
<新設>	<新設>
看護師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
(略)	(略)

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程

新								旧							
別表第5(第8条関係) 医療職給料表(2)								別表第5(第8条関係) 医療職給料表(2)							
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げる者(当該職員としての採用選考に合格した者で免許取得前のものを含む。)に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。								備考 この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げる者(当該職員としての採用選考に合格した者で免許取得前のものを含む。)に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。							
(1) 調剤業務を行う薬剤師 (2) 栄養管理業務を行う栄養士 (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師 (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者 (5) 臨床工学技士 (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 (7) 視能訓練士 (8) 歯科衛生士及び歯科技工士 (9) あん摩マッサージ指圧師 (10) 遺伝カウンセラー (11) 前各号に類する医療技術者								(1) 調剤業務を行う薬剤師 (2) 栄養管理業務を行う栄養士 (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師 (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者 (5) 臨床工学技士 (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 (7) 視能訓練士 (8) 歯科衛生士及び歯科技工士 (9) あん摩マッサージ指圧師 <新設> (10) 前各号に類する医療技術者							

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

新		旧	
別表第1(第3条関係) 級別職務分類基準表 1 事務職等給料表(1)級別職務分類基準表 ～4 医療職給料表(1)級別職務分類基準表 (略) 5 医療職給料表(2)級別職務分類基準表		別表第1(第3条関係) 級別職務分類基準表 1 事務職等給料表(1)級別職務分類基準表 ～4 医療職給料表(1)級別職務分類基準表 (略) 5 医療職給料表(2)級別職務分類基準表	
職務の級	職の分類基準表	職務の級	職の分類基準表
1級	(略)	1級	(略)
2級	(1) 調剤業務を行う薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う診療放射線技師の職務 (3) 困難な栄養管理業務を行う栄養士の職務 (4) 困難な業務を行う検査員の職務 (5) 困難な業務を行う臨床工学技士の職務 (6) 困難な業務を行う機能訓練員の職務 (7) 困難な業務を行う歯科衛生士の職務 (8) 困難な業務を行う <u>遺伝カウンセラー</u> の職務 (9) (1)に掲げる職務の見習業務を行う者の職務	2級	(1) 調剤業務を行う薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う診療放射線技師の職務 (3) 困難な栄養管理業務を行う栄養士の職務 (4) 困難な業務を行う検査員の職務 (5) 困難な業務を行う臨床工学技士の職務 (6) 困難な業務を行う機能訓練員の職務 (7) 困難な業務を行う歯科衛生士の職務 <新設> (8) (1)に掲げる職務の見習業務を行う者の職務
3級	主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、 <u>主任遺伝カウンセラー</u> の職務	3級	主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務

新	
4級	(1) 科長の職務 (2) 科長補佐の職務 (3) 主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、主任遺伝カウンセラーの職務
5級	(略)
6級	(略)

旧	
4級	(1) 科長の職務 (2) 科長補佐の職務 (3) 主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務
5級	(略)
6級	(略)

6 医療職給料表(3)級別職務分類基準表
 ～8 技能職給料表級別職務分類基準表 (略)
 別表第2(第4条—第10条、第14条、第22条、第23条、第27条関係)
 級別資格基準表

1 事務職等給料表(1)級別資格基準表
 ～4 医療職給料表(1)級別資格基準表 (略)

5 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
(略)	(略)	(略)	(略)
歯科衛生士	(略)	(略)	(略)
遺伝カウンセラー	修士課程修了		0
その他	(略)	(略)	(略)

備考(略)

6 医療職給料表(3)級別職務分類基準表
 ～8 技能職給料表級別職務分類基準表 (略)
 別表第2(第4条—第10条、第14条、第22条、第23条、第27条関係)
 級別資格基準表

1 事務職等給料表(1)級別資格基準表
 ～4 医療職給料表(1)級別資格基準表 (略)

5 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
(略)	(略)	(略)	(略)
歯科衛生士	(略)	(略)	(略)
<新設>			
その他	(略)	(略)	(略)

備考(略)

新	旧																														
<p>6 医療職給料表(3)級別資格基準表 ～8 技能職給料表級別資格基準表 (略) 別表第3 (第5条、第12条関係) 学歴免許等資格区分表 ～別表第5 (第7条、第13条関係) 修学年数調整表 (略) 別表第6 (第11条—第15条、第18条、第24条関係) 初任給基準表 1 事務職等給料表(1)初任給基準表 ～4 医療職給料表(1)初任給基準表 (略) 5 医療職給料表(2)初任給基準表</p>	<p>6 医療職給料表(3)級別資格基準表 ～8 技能職給料表級別資格基準表 (略) 別表第3 (第5条、第12条関係) 学歴免許等資格区分表 ～別表第5 (第7条、第13条関係) 修学年数調整表 (略) 別表第6 (第11条—第15条、第18条、第24条関係) 初任給基準表 1 事務職等給料表(1)初任給基準表 ～4 医療職給料表(1)初任給基準表 (略) 5 医療職給料表(2)初任給基準表</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>遺伝カウンセラー</td> <td>修士課程修了</td> <td>2級9号給</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴免許等	初任給	(略)	(略)	(略)	歯科衛生士	(略)	(略)	遺伝カウンセラー	修士課程修了	2級9号給	その他	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><新設></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴免許等	初任給	(略)	(略)	(略)	歯科衛生士	(略)	(略)	<新設>			その他	(略)	(略)
職種	学歴免許等	初任給																													
(略)	(略)	(略)																													
歯科衛生士	(略)	(略)																													
遺伝カウンセラー	修士課程修了	2級9号給																													
その他	(略)	(略)																													
職種	学歴免許等	初任給																													
(略)	(略)	(略)																													
歯科衛生士	(略)	(略)																													
<新設>																															
その他	(略)	(略)																													
<p>備考(略) 6 医療職給料表(3)初任給基準表 ～8 技能職給料表初任給基準表 (略) 別表第7 (第22条関係) ～別表第9 (第37条関係) (略)</p>	<p>備考(略) 6 医療職給料表(3)初任給基準表 ～8 技能職給料表初任給基準表 (略) 別表第7 (第22条関係) ～別表第9 (第37条関係) (略)</p>																														

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則

新										旧									
第1条～第13条 (略) 別表第1										第1条～第13条 (略) 別表第1									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
事務 職等 給料 表(1)	(略)									事務 職等 給料 表(1)	(略)								
(略)																			
技能 職給 料表																			
備考										備考									
1 表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。										1 表中の数字は単位を円とし、給料月額を指すものとする。									
2 医療職給料表(2)を適用する再雇用職員等は、次のとおりとする。										2 医療職給料表(2)を適用する再雇用職員等は、次のとおりとする。									
(1) 調剤業務を行う薬剤師										(1) 調剤業務を行う薬剤師									
(2) 栄養管理業務を行う栄養士										(2) 栄養管理業務を行う栄養士									
(3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師										(3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師									
(4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者										(4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者									
(5) 臨床工学技士										(5) 臨床工学技士									
(6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士										(6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士									
(7) 視能訓練士										(7) 視能訓練士									
(8) 歯科衛生士及び歯科技工士										(8) 歯科衛生士及び歯科技工士									
(9) あん摩マッサージ指圧師										(9) あん摩マッサージ指圧師									
(10) 遺伝カウンセラー										<新設>									
(11) 前各号に類する医療技術者										(10) 前各号に類する医療技術者									
別表2(第10条関係) (略)										別表2(第10条関係) (略)									